

# 相続税対策セミナー 個別相談会

## JBA GROUP 相続税対策のイロハ～贈与・保険～ 第3弾

不安に思っていることにチェック☑を入れてください。当日詳しくお話をいたします。

- |   |   |
|---|---|
| 1. <input type="checkbox"/> どんな場合に相続税申告が必要になるの？ | 8. <input type="checkbox"/> 親が少し認知症になってきている！    |
| 2. <input type="checkbox"/> 申告に備えて何を準備すべき？      | 親のお金や生活費の事どうしよう？                                |
| 3. <input type="checkbox"/> 相続税はいくらかかるの？        | 9. <input type="checkbox"/> 親族間で遺産のトラブルがおきないか心配 |
| 4. <input type="checkbox"/> 相続税は払えるのか？          | 10. <input type="checkbox"/> 遺言を書かないといけないの？     |
| 5. <input type="checkbox"/> 節税対策って何をやるの？        | 11. <input type="checkbox"/> 事業をうまく承継させたいが…     |
| 6. <input type="checkbox"/> 生前贈与をすべきか？          | 12. <input type="checkbox"/> 借金も引き継ぐの？          |
| 7. <input type="checkbox"/> 誰が相続するの？（誰に相続させるか）  | 13. <input type="checkbox"/> 自分の終活のイメージが持てず心配…  |

- 日時： 2019年12月21日（土）  
セミナー 10:00-11:15  
個別相談会 11:30-13:00
- 会場： 新居浜商工会議所（新居浜市一宮町2-4-8）
- 費用： 無料
- 定員： 20名（定員となり次第、締切とさせていただきます。）
- 申込： お電話または申込書をFAXでお申し込みください。
- 締切： 開催日前日の16時まで

個別相談会では、税理士や司法書士などの専門家がご相談にのります。

参加申込書 希望されるセッションに☑を入れてください。

### 1部 セミナー（10時～11時15分）

ご住所			
お名前		Email	
お名前		Email	
お名前		Email	
電話番号	ご自宅	携帯	

### 2部 個別相談会（11時30分～13時）

※上記1～13の項目に該当しない場合は、ご相談内容を支障のない範囲で簡記してください。

TEL ⇒ 0896(72)6068 FAX ⇒ 0896(72)6069

※個人情報の取り扱いについて：いただいた情報につきましては、本セミナー及び今後弊社及びやまびこグループが主催するセミナー等のご案内・連絡のみに利用させていただきます。弊社の個人情報保護に関するポリシーは、<http://www.jbagroup.co.jp/privacypolicy.html> をご覧ください。

JBAグループ

## 2019年 セミナー&相談会スケジュール

2018年度より開催してきました相続税対策セミナーも今回が最終となりました。

**STEP1** 税制改正で他人事ではなくなった「相続税のかかる人・かからない人」

**STEP2** あなたのへそくりが狙われている「税務署が見ている名義財産とは」

に続き、今回は

**STEP3** これだけは押さえておきたい「相続税対策のイロハ～贈与・保険～」

と題した総まとめセミナーを開催いたします。

前回参加できなかった方でも分かりやすい内容となっておりますので、ぜひご参加ください。

またセミナー後は個別相談会も予定しておりますので、左記のようなお困りごと、不安に思うことなどがあればこの機会に相談されてはいかがでしょうか。個別相談会は予約制となっておりますので、「個別相談希望」でお申し込みください。

相談したいことはあるが当日はどうしても・・・という方もご安心ください。今回お申し込みいただければ後日、個別相談を承ります。

### 税理士による 相続税対策シリーズ 最終回（12/21開催）

最終回

2019年12月21日（土）

セミナー 10:00-11:15  
個別相談会 11:30-13:00

STEP3

これだけは押さえておきたい！  
相続税対策のイロハ～贈与・保険



2018年8月

終了

STEP1

税制改正で他人事ではなくなった!?  
相続税のかかる人・かからない人

2019年4月

終了

STEP2

あなたのへそくりが狙われている！  
税務署が見ている名義財産とは

### ● 企業情報

JBAグループ 四国中央事務所

〒799-0413 四国中央市中曽根町366-1

TEL 0896-72-6068

FAX 0896-72-6069

<https://tcs2.jp/index.html>

新居浜サテライトオフィスもご利用ください！

新居浜サテライトオフィス

〒792-0008 新居浜市王子町5-1

TEL0897-47-1533

